

富山県委託業務最低制限価格試行要領

1 趣旨

この要領は、富山県農林水産部及び土木部が発注する建設工事に係る委託業務の入札における最低制限価格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。））を適用する入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 最低制限価格の対象となる業務

予定価格が 200 万円を超える 1,000 万円未満の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の入札のうち、予定価格設定権者が必要と認める業務（以下「適用業務」という。）の入札を対象とする。

3 最低制限価格

最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に 10 分の 8.1（測量業務にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5）を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に 10 分の 6（地質調査業務にあっては、3 分の 2）を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を最低制限価格とする。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

イ 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

ウ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

エ 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

オ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- ③ 特別経費の額

④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

4 入札参加者への周知

適用業務の指名通知書に、最低制限価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者の中うち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、当該同価格の入札についてくじを行い、落札者を決定する。

6 入札参加者への通知

契約担当課長は、5の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

7 最低制限価格の公表

最低制限価格は、落札者の決定後、入札調書により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月15日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。